

愛知県にて10月1日(金)から10月17日(日)までの期間に営業時間短縮の要請にご協力いただいた飲食店等を運営する事業者の皆さまへ

愛知県感染防止対策協力金(10/1~10/17実施分) 「営業時間短縮要請枠」のお知らせ

対象エリア 愛知県内全域

対象期間 2021年10月1日(金)~10月17日(日)【計17日間】

対象事業者 営業時間短縮要請を受けた飲食店等を運営する事業者(大企業も含む)

主な要件・支給額

ご自身の店舗が支給対象かどうか、また、対象となる場合の支給額については「3ページのチャート図」で確認してください。
専用のWebサイト(申請サポートサイト)でも確認できます。

協力金の支給を受けるためには、下表の「主な要件」に加え、
・“各業界団体が作成した感染拡大予防の業種別ガイドライン”の遵守
・「ニューあいちスタンダード(通称「あいスタ」)」の認証又は「安全・安心宣言施設」の登録が必須となります。

「あいスタ」とは

安全・安心に食事を行っていただくため、第三者により飲食店の感染防止対策をチェックし、十分に対策が講じられている店舗を認証登録する制度です(詳しくはP18~21)。

「安全・安心宣言施設」とは

新型コロナウイルス感染防止対策として取り組む項目を届出いただいた施設に対して、愛知県が独自のPRステッカー・ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」とするものです。

注意

今後、飲食店の協力金支給申請には「あいスタ認証」を受けていることが要件となる予定です。
お早めに「あいスタ認証」の申請をお願いします。

主な要件

① あいスタ認証店※1

かつ、従前より午前5時~午後9時の時間帯を越えて営業している

営業時間短縮 午前5時~午後9時

酒類の提供※2は午前11時~午後8時

- ・カラオケ設備の利用自粛(カラオケボックスを除く)
- ・「あいスタ」の認証
- ・認証ステッカーの掲示

② あいスタ認証を受けていない店※1

かつ、従前より午前5時~午後8時の時間帯を越えて営業している

営業時間短縮 午前5時~午後8時

酒類の提供※2は午前11時~午後7時30分

- ・カラオケ設備の利用自粛(カラオケボックスを除く)
- ・「安全・安心宣言施設」への登録
- ・PRステッカーとポスターの掲示

支給額

(1店舗1日あたり)

- ・中小企業:売上高に応じて2.5~7.5万円※3
- ・大企業:売上高減少額の4割(最大20万円※4)

※1 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要。

※3 大企業と同様、売上高減少額の4割(最大20万円)を選択することも可能。

※2 「酒類の提供」には、酒類の持込みを含む。

※4 20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額。

申請期間 2021年10月25日(月)~12月13日(月) (当日消印有効(郵送の場合))

申請サポートサイト 電子申請、Web上での申請書作成などが行えます。 <https://jitan.aichi-kyouryokukin.com/1001>

コールセンター

052-228-7310

午前9時~午後5時
(土日祝日を含む毎日)



申請方法について

申請方法は以下の3種類があります。

① 電子申請

・申請サポートサイトで必要事項の入力と提出書類のアップロードをして申請する方式です。

★メリット：パソコンやスマートフォンからオンラインで申請ができます。
申請フォーマットで、支給額の計算が簡単に行えます。
申請後の進捗状況が「マイページ」から確認できます。

② WEB申請書作成 /郵送申請

・申請サポートサイトで必要事項を入力して自動作成された申請書を、印刷の上、提出書類と併せて郵送で提出する方式です。

★メリット：申請フォーマットで、支給額の計算が簡単に行えます。
申請後の進捗状況が「マイページ」から確認できます。

郵送

③ 手書き/郵送申請

・当パンフレット(P7以降)の様式に必要事項を記入し、提出書類と併せて郵送で提出する方式です。

郵送

提出書類を郵送する場合は、**簡易書留**、**レターパック**など郵便物の追跡ができる方法で、送付してください。※提出時には **必ず控えをとり** 保管してください。

(提出した書類の控えは、交付を受けた時から5年間保存しなければなりません。)

＜申請サポート
サイト＞

電子申請、Web上での申請書作成、支給額の計算などが行えます。

<https://jitan.aichi-kyouryokukin.com/1001>



申請サポート窓口のご案内

申請書の作成、支給額の計算などに関するサポート窓口を設けています。

開設場所

県内に申請サポート窓口を設置します。(土日祝日を除く)

会場・日程については、申請サポートサイト又はコールセンターにてご確認ください。

予約方法

来場にはご予約が必要です。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事前予約制としております(予約がない場合はご来場いただけません)。
来場希望日の **2営業日前** までにコールセンターへお問い合わせください。

※ご予約時に代表者の氏名と生年月日をお伺いします。

コールセンター

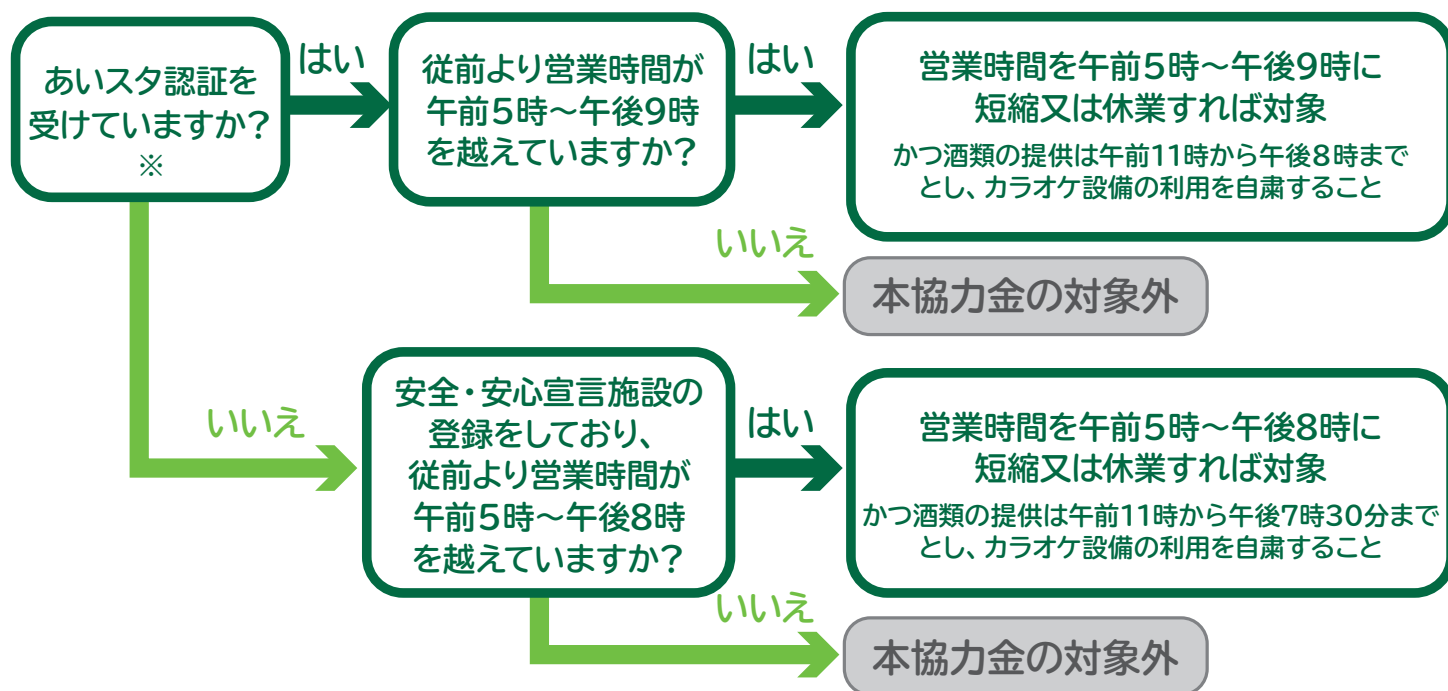
052-228-7310 午前9時～午後5時(土日祝日を含む毎日)

その他補足説明

- ・窓口では申請書の作成をサポートいたします。作成いただいた申請書は、各事業者にて郵送申請をしていただきます。
- ・必ず、提出書類(P4、5参照)一式をご持参ください。
- ・発熱等の症状がある場合は、来場をお控えください。
- ・マスクの着用・手指のアルコール消毒等にご協力ください。

本協力金(営業時間短縮要請枠)の対象となる店舗

飲食店営業許可又は
喫茶店営業許可が必要です。



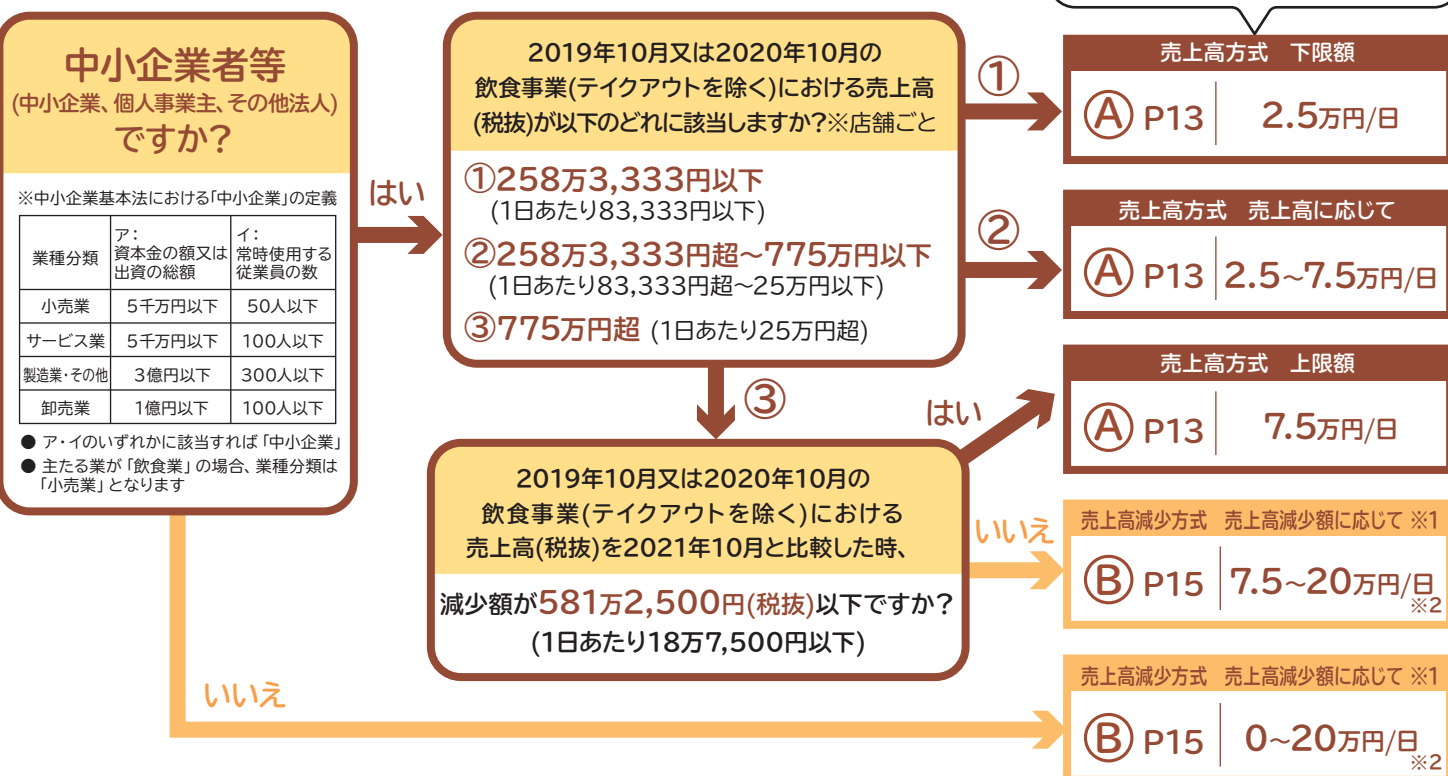
※「安全・安心宣言施設」に登録していた事業者が、対象期間中に「あいスタ認証」を受けた場合、要請の内容が切り替わります。

支給額について

協力金の支給額は、店舗の売上高等により異なります。
下記のチャート図及び①(A)(P13)又は②(B)(P15)の「店舗別申請額計算書」により、
店舗ごとの支給額を計算し、申請書に金額を転記してください。

【注意】 税込経理方式を用いている場合などで、税抜の売上高が分からない場合は、税込売上高を「1.1」で割り、小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

各計算方式に応じた
「店舗別申請額計算書」を用いて
支給額を計算してください



※1 売上高減少方式で申請する場合は、2021年10月の売上高が確定した後に申請してください。
※2 20万円又は2020年若しくは2019年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額が上限

2020年の10月2日以降に営業開始した店舗など、①又は②の「店舗別申請額計算書」による算出が難しい店舗については、P10をご参照ください。

提出書類一覧

過去に協力金(12/18~1/11実施分以降。ただし「カラオケ設備利用自粛要請枠」を除く)の支給を受けたことがある方

※個人事業主で、直近に行った協力金の申請から代表者の変更があった場合は、P5の提出書類一覧を参照してください。

提出書類一覧			チェック リスト
①	申請書	●交付申請書兼請求書【様式第1-16号】	☐
		●交付申請書兼請求書 別紙【様式第1-16号別紙】	(☐)
		●店舗別申請額計算書【①～④】 ※対象となる店舗1か所につき1枚の提出が必要です。 (複数店舗申請する場合は、コピーして使用してください) ※各店舗の売上高により、使用する様式が異なります。P3のチャート図を確認し、①・②の 計算書のうち当てはまるものに、記入し、提出してください。 ※2020年10月2日以降に営業開始した店舗など、①・②の「店舗別申請額計算書」による 算出が難しい店舗については、P10をご参照ください。	店舗 ごと ☐
②	誓約書	●誓約書【様式第2-16号】 ※原則、代表者が自署してください。	☐
③	営業活動及び 総売上高が分かる 書類	●確定申告書の写し(参照月を含む年のもの) 法人の場合 法人税申告書別表一 及び 法人事業概況説明書(月別売上高) ◆設立後、申告時期未到来により確定申告書を提出していない場合は「法人の設立届」に加え、 「営業実績のある直近3か月の月末締め経理帳簿(現金出納帳、売上帳簿等)」の写しを提出 してください。 個人の場合 所得税確定申告書B、及び(青色申告の場合)青色申告決算書 (月別売上高) 又は (白色申告の場合)収支内訳書 ※個人番号が記載されている場合は、黒く塗りつぶすなどしてから提出してください。 ◆開業後、申告時期未到来により確定申告書を提出していない場合は「個人事業の開業届」と 「営業実績のある直近3か月の月末締め経理帳簿(現金出納帳、売上帳簿等)」の写しを 提出してください。 ◆その他の事由により確定申告書が提出できない場合はコールセンターまでお問合せください。	☐
		●売上帳等の帳簿の写し (参照月における店舗ごと・日ごとの飲食事業(テイクアウトを除く)の 売上高が分かるもの) ※①の「店舗別申請額計算書」に記入する、2019年又は2020年10月売上高、及び 2021年10月売上高の金額が、当帳簿にて読み取れるものであること。	店舗 ごと (☐)

対象となる店舗
が1店舗のみの
場合は不要

売上高方式の
下限額での申請
となる場合は省
略可。

売上高方式の
下限額での申請
の場合は不要

※1店舗のみの
申請、かつ飲食
事業のみを行っ
ている事業者
で、確定申告書
のみで参照月の
売上高が分かる
場合は省略可。
※売上高方式の
下限額での申請
となる場合は省
略可。(ただし、
営業実態の確認
等のため提出を
求める場合があ
ります。)

注 以下の書類は直近に行った協力金の申請の内容から変更があった場合は再提出が必要です。

- ・飲食店営業許可書(証)又は喫茶店営業許可書(証)の写し(許可書を更新した場合)
- ・本人確認書類(運転免許証、保険証、マイナンバーカード)の写し(住所、代表者の氏名(法人の場合のみ)に変更があった場合)
- ・通帳の写し(口座情報を変更する場合)

また直近に行った協力金の申請から、さらに店舗を追加する場合は、追加した店舗にかかる以下の書類を提出してください。

- ・飲食店営業許可書(証)または喫茶店営業許可書(証)の写し
- ・店舗の内観・外観の写真
- ・営業時間短縮(休業を含む)等の状況が分かる書類

※詳しい書類の内容は、P5の記載に準じます。

売上高減少方式で申請する方は、2021年10月の売上高の確定後に申請してください。なお、休業等により既に売上が確定し、10月中に売上高減少方式による申請を行う場合は、申請日から10月31日までの間に飲食事業(テイクアウトを除く)の売上が発生しないことを証明する書類を追加で提出してください。(10月31日まで休業することを知らせるホームページ画面の写し、10月31日までテイクアウトのみで営業することを知らせる貼紙の写真など)

提出書類一覧

過去に協力金の支給を受けたことがない方

※個人事業主で、直近に行った協力金の申請から代表者の変更があった場合もこちらを確認してください。

提出書類一覧			チェック リスト
①	申請書	●交付申請書兼請求書【様式第1-16号】	☐
		●交付申請書兼請求書 別紙【様式第1-16号別紙】	☐
		●店舗別申請額計算書【A～D】 ※対象となる店舗1か所につき1枚の提出が必要です。 (複数店舗申請する場合は、コピーして使用してください) ※各店舗の売上高により、使用する様式が異なります。P3のチャート図を確認し、A・Bの計算書のうち当てはまるものに、記入し、提出してください。 ※2020年10月2日以降に営業開始した店舗など、A・Bの「店舗別申請額計算書」による算出が難しい店舗については、P10をご参照ください。	店舗ごと ☐
②	誓約書	●誓約書【様式第2-16号】 ※原則、代表者が自署してください。	☐
③	営業活動を行っていることが分かる書類【営業許可関係】	●飲食店営業許可書(証)又は喫茶店営業許可書(証)の写し ※交付対象日が営業許可期間に全て含まれる必要があります。 (要請期間の途中で更新した場合は、更新前・更新後のものを両方提出してください) ※やむを得ない事情により申請者と営業許可書(証)に記載された名義が異なる場合はコールセンターまでお問合せください。	店舗ごと ☐
④	営業活動を行っていることが分かる書類【店舗現況関係】	●店舗の内観・外観の写真 ※写真には、以下のものが写っているものを提出してください。(複数枚提出いただいても構いません) ・内観：テーブル・椅子など店内で飲食することがわかるもの、メニューなど飲食を提供していることがわかるもの ・外観：店名看板など申請対象の店舗であることがわかるもの、店舗の入口	店舗ごと ☐
⑤	営業時間短縮等の状況が分かる書類	●営業時間短縮(休業を含む)を知らせるホームページの画面の写し、又は貼紙やチラシの写真 ※申請する店舗が、営業時間短縮(休業を含む)を行ったこと、及びその期間が記載されているものを提出してください。	店舗ごと ☐
		●酒類の提供時間の短縮を知らせるホームページの画面の写し、又は貼紙やチラシの写真	店舗ごと ☐
		●カラオケ設備の提供の自粛を知らせるホームページ画面の写し、又は貼紙やチラシの写真	店舗ごと ☐
⑥	営業活動及び総売上高が分かる書類	●確定申告書の写し(参照月を含む年のもの) 法人の場合 法人税申告書別表一 及び 法人事業概況説明書(月別売上高) ◆設立後、申告時期未到来により確定申告書を提出していない場合は「法人の設立届」に加え、「営業実績のある直近3か月の月末締め経理帳簿(現金出納帳、売上帳簿等)」の写しを提出してください。 個人の場合 所得税確定申告書B、及び(青色申告の場合)青色申告決算書(月別売上高) 又は (白色申告の場合)収支内訳書 ※個人番号が記載されている場合は、黒く塗りつぶすなどしてから提出してください。 ◆開業後、申告時期未到来により確定申告書を提出していない場合は「個人事業の開業届」と「営業実績のある直近3か月の月末締め経理帳簿(現金出納帳、売上帳簿等)」の写しを提出してください。 ◆その他の事由により確定申告書が提出できない場合はコールセンターまでお問合せください。	☐
⑦	店舗別飲食事業売上高が分かる書類	●売上帳等の帳簿の写し(参照月における店舗ごと・日ごとの飲食事業(テイクアウトを除く)の売上高が分かるもの) ※①の「店舗別申請額計算書」に記入する、2019年又は2020年10月売上高、及び2021年10月売上高の金額が、当帳簿にて読み取れるものであること。	店舗ごと ☐
⑧	本人確認書類	●代表者の運転免許証、健康保険証(住所の記載があるもの)又はマイナンバーカード(表面)の写し ※その他公的機関が発行した証明書等(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)の写しも可。 ※個人番号が記載されている場合は、黒く塗りつぶすなどしてから提出してください。	☐
⑨	振込先口座が分かる書類	●申請書に記入した口座の通帳の写し ※開いて1ページ目の「金融機関名・支店名」「口座名義(フリガナ)」「口座種別」「口座番号」が確認できる部分。インターネットバンキングの場合は上記内容が確認できる画面の写し。 ※やむを得ない事情により申請者と口座名義が異なる場合はコールセンターまでお問合せください。	☐

対象となる店舗が1店舗のみの場合は不要

売上高方式の下限額での申請となる場合は省略可。

前回までの協力金で提出済で変更がない場合は不要

元から酒類の提供を行っていない場合は不要

元からカラオケ設備の提供を行っていない場合及びカラオケボックスは不要

※1店舗のみの申請、かつ飲食事業のみを行っている事業者で、確定申告書のみで参照月の売上高が分かる場合は省略可。

※売上高方式の下限額での申請となる場合は省略可。(ただし、営業実態の確認等のため提出を求める場合があります。)

前回までの協力金で提出済で変更がない場合は不要

前回までの協力金で提出済で変更がない場合は不要

売上高減少方式で申請する方は、2021年10月の売上高の確定後に申請してください。なお、休業等により既に売上高が確定し、10月中旬に売上高減少方式による申請を行う場合は、申請日から10月31日までの間に飲食事業(テイクアウトを除く)の売上が発生しないことを証明する書類を追加で提出してください。
(10月31日まで休業することを知らせるホームページ画面の写し、10月31日までテイクアウトのみで営業することを知らせる貼紙の写真など)

愛知県知事 殿

【記入例】

申請日の日付を記入してください。

愛知県感染防止対策協力金(10/1~10/17実施分)営業時間短縮要請書兼請求書

愛知県感染防止対策協力金の交付を受けたいので、同交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請者情報

フリガナ	カブシキガイシャ〇〇	法人番号(国税庁指定の13桁の番号) 法人のみ
屋号 (法人の場合) 法人名	株式会社〇〇	1 1 1 2 2 2 3 3 3 4 4 4 4
フリガナ(氏名のみ)	アイチ タロウ	資本金の額 法人のみ
代表者役職・氏名	代表取締役 愛知 太郎	1,000 万円
生年月日	明治・大正・昭和・平成 〇 年 〇 月 〇 日生	従業員数 法人のみ
(個人の場合) 自宅住所 (法人の場合) 本店所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇	100 人
郵便物の送付先	〒〇〇〇-〇〇〇〇 岡崎市明大寺町●丁目●●番地	連絡先電話番号(052) ●●●-●●●●

法人全体(施設のみではない)の常時雇用している従業員数(役員、パート、アルバイトを除く)を記入してください。

連絡先電話番号(052) ●●●-●●●●

日中連絡がとれる電話番号を記入してください。

通帳見開きページの記載に合わせて申請者と同一名義の口座を記入してください。(法人の場合は法人名義の口座を記入してください)

2 振込先口座

金融機関コード・名称	1 2 3 4 〇〇	☒ 銀行 ☐ 農協 ☐ 金庫 ☐ 組合	支店コード・名称	1 2 3 〇〇	☐ 本店 ☒ 支店 ☐ 支所 ☐ 出張所
種 別	☒ 普通 ☐ 当座	口座番号	1 2 3 4 5 6 7		
口座名義	株式会社〇〇 代表取締役 愛知 太郎	フリガナ	カ) 〇〇		

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名・預金種別・口座番号(通帳見開き下部に記載の7桁の番号)を記入してください。

3 申請(請求)する合計金額

営業許可書(証)に記載された許可番号・有効期限(終期)を記入してください。
(要請期間の途中で更新した場合は、更新後の許可番号・有効期限(終期)を記入してください。また、申請にあたっては、更新前・更新後の両方の許可書(証)を提出してください)

記入した金額を記入してください。

1,003,000 円

「あいスタ」認証後に提供されるステッカーにある認証番号を記入してください。

※「あいスタ」申請時に配布される申請IDとは異なりますのでご注意ください。

「安全・安心宣言施設」届出後に提供されるPRポスターにある受理番号を記入してください。

施設名称(店舗名)	居酒屋〇〇 岡崎店	「あいスタ」認証後に提供されるステッカーにある認証番号を記入してください。
所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 岡崎市明大寺町〇〇丁目〇〇号	「安全・安心宣言施設」届出後に提供されるPRポスターにある受理番号を記入してください。
営業許可書(証)の番号	27×××第〇-〇〇〇号	営業許可の有効期限(終期)
あいスタ認証通知番号	AA- 1 2 3 4 5 6	平成 34 年 11 月 20 日
10月売上高※	2019年又は2020年10月売上高 6,000,000 円(税抜)	2021年10月売上高 ※大企業は必須 1,003,000 円(税抜)
P12~17の「店舗別申請額計算書」に記載した2019年又は2020年10月売上高と、売上高減少方式で申請する場合は2021年10月売上高を記入してください。	17 日 ※最大17日	申請金額
□新規開店日(年 月 日)	□罹災(罹災証明書等の提出が必要)	

P10に記載の特例を利用する場合に、記入してください。

店舗ごとにP12~17の「店舗別申請額計算書」により算出した申請金額を記入してください。

258万3,333円以下の場合は、売上高方式(下限額)での申請になるため、記入不要

愛知県知事 殿

愛知県感染防止対策協力金(10/1~10/17実施分)営業時間短縮要請枠交付申請書兼請求書

愛知県感染防止対策協力金の交付を受けたいので、同交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請者情報

フリガナ			法人番号(国税庁指定の13桁の番号) 法人のみ	
屋号 (法人の場合) 法人名				
フリガナ(氏名のみ)			資本金の額 法人のみ	万円
代表者役職・氏名			従業員数 法人のみ	人
生年月日	明治・大正・昭和・平成	年	月	日生
(個人の場合)自宅住所 (法人の場合)本店所在地	〒			
	連絡先電話番号()			
郵便物の送付先	〒 ※上記と同じであれば記入不要です。			

2 振込先口座

金融機関コード ・名称		☐ 銀行 ☐ 農協 ☐ 金庫 ☐ 組合	支店コード・名称		☐ 本店 ☐ 支店 ☐ 支所 ☐ 出張所
種 別	☐ 普通 ☐ 当座		口座番号		
口座名義			フリガナ		

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名・預金種別・口座番号(通帳見開き下部に記載の7桁の番号)を記入してください。

3 申請(請求)する合計金額

申請(請求)金額		円
----------	--	---

※対象施設(店舗)内訳の申請金額欄を合計した金額を記入してください。

4 営業時間短縮等の要請に応じた施設(店舗)

対象施設(店舗)内訳(1施設目)「あいスタ」の認証を受け、「安全・安心宣言施設」を登録している場合は、両方の番号を記入してください。

(1施設目)	施設名称(店舗名)											
	所在地	〒										
	営業許可書(証)の番号						営業許可の有効期限(終期)	平成・令和 年 月 日				
	あいスタ認証 通知番号	AA-					安全・安心宣言施設 受理番号					
	10月売上高※ 税抜金額	2019年又は2020年10月売上高					2021年10月売上高 ※大企業は必須					
		円(税抜)					円(税抜)					
	要請に応じた日数	日 ※最大17日					申請金額	円				
特例利用者記入欄	☐ 新規開店日(年 月 日) ☐ 罹災(罹災証明書等の提出が必要)											
事務局使用欄												

※ 中小企業者等で2019年又は2020年いずれかの10月の売上高が
258万3,333円以下の場合は、売上高方式(下限額)での申請になるため、記入不要

〈2施設目以降は、別紙に記入してください。〉

屋号

(法人の場合) 法人名

対象施設(店舗)内訳(2施設目以降)

安全・安心宣言施設の番号が、複数施設で同じ番号の場合、2施設目以降の記入は不要です。

(施設目)	施設名称(店舗名)													
	所在地	〒												
	営業許可書(証)の番号					営業許可の有効期限(終期)	平成・令和				年 月 日			
	あいスタ認証 通知番号	AA-						安全・安心宣言施設 受理番号						
	10月売上高※ 税抜金額	2019年又は2020年10月売上高						2021年10月売上高 ※大企業は必須						
		円(税抜)						円(税抜)						
	要請に応じた日数	日 ※最大17日						申請金額		円				
特例利用者記入欄	□新規開店日(年 月 日) □罹災(罹災証明書等の提出が必要)													
事務局使用欄														
(施設目)	施設名称(店舗名)													
	所在地	〒												
	営業許可書(証)の番号					営業許可の有効期限(終期)	平成・令和				年 月 日			
	あいスタ認証 通知番号	AA-						安全・安心宣言施設 受理番号						
	10月売上高※ 税抜金額	2019年又は2020年10月売上高						2021年10月売上高 ※大企業は必須						
		円(税抜)						円(税抜)						
	要請に応じた日数	日 ※最大17日						申請金額		円				
特例利用者記入欄	□新規開店日(年 月 日) □罹災(罹災証明書等の提出が必要)													
事務局使用欄														
(施設目)	施設名称(店舗名)													
	所在地	〒												
	営業許可書(証)の番号					営業許可の有効期限(終期)	平成・令和				年 月 日			
	あいスタ認証 通知番号	AA-						安全・安心宣言施設 受理番号						
	10月売上高※ 税抜金額	2019年又は2020年10月売上高						2021年10月売上高 ※大企業は必須						
		円(税抜)						円(税抜)						
	要請に応じた日数	日 ※最大17日						申請金額		円				
特例利用者記入欄	□新規開店日(年 月 日) □罹災(罹災証明書等の提出が必要)													
事務局使用欄														
(施設目)	施設名称(店舗名)													
	所在地	〒												
	営業許可書(証)の番号					営業許可の有効期限(終期)	平成・令和				年 月 日			
	あいスタ認証 通知番号	AA-						安全・安心宣言施設 受理番号						
	10月売上高※ 税抜金額	2019年又は2020年10月売上高						2021年10月売上高 ※大企業は必須						
		円(税抜)						円(税抜)						
	要請に応じた日数	日 ※最大17日						申請金額		円				
特例利用者記入欄	□新規開店日(年 月 日) □罹災(罹災証明書等の提出が必要)													
事務局使用欄														

※ 中小企業者等で2019年又は2020年いずれかの10月の売上高が
258万3,333円以下の場合、売上高方式(下限額)での申請になるため、記入不要

〈6施設目以降は、このページをコピーし、記入してください。〉

愛知県感染防止対策協力金（10/1～10/17実施分）営業時間短縮要請枠の申請に関する誓約書

私は、愛知県感染防止対策協力金（10/1～10/17実施分）営業時間短縮要請枠（以下「協力金」という）の申請にあたり、以下のことを誓約します。

誓約内容
申請書の内容に虚偽や不正はありません。なお、申請書の内容に虚偽や不正があった場合等、交付要件を満たしていないことが判明した場合は、協力金の申請を取り下げます。また、協力金交付後に発覚した場合は、協力金を返還するとともに、加算金の支払いに応じます。
本協力金の申請に当たって提出する書類の写しはすべて、原本と相違ありません。
協力金の交付を申請した施設において、業種別ガイドラインを遵守し、「ニューあいちスタンダード(あいスタ)」の認証又は「安全・安心宣言施設」の登録を受けた上で、ステッカー等の掲示を行うとともに、適切な感染防止に努めました。
10月1日から10月17日までの期間において、営業時間短縮要請枠の対象施設を有しており、感染防止対策のため、以下のとおり協力金の交付を申請した施設（店舗）の営業時間短縮等を実施しました。 【ニューあいちスタンダード（あいスタ）認証店】 ・従前より午前5時～午後9時の時間帯を越えて営業を行う飲食店等の営業時間を午前5時～午後9時に短縮 ・酒類の提供を午前11時～午後8時に短縮 【その他の店】 ・従前より午前5時～午後8時の時間帯を越えて営業を行う飲食店等の営業時間を午前5時～午後8時に短縮 ・酒類の提供を午前11時～午後7時30分に短縮 【共通】 ・カラオケ設備を提供している場合はカラオケ設備の利用を自粛（カラオケボックスを除く）
愛知県感染防止対策協力金（12/18～1/11実施分、1/12～2/7実施分、2/8～3/21実施分、3/22～4/19実施分、4/20～5/31実施分、6/1～6/20実施分、6/21～7/11実施分、7/12～8/7実施分、8/8～8/26実施分、8/27～9/30実施分）の申請に際して提出した書類を、当申請の審査において利用することに同意します。 また、書類の再提出を求められた際には、速やかに提出に応じます。
国の月次支援金（10月）を申請しておらず（交付を受けておらず）、今後も申請しません。
愛知県知事が必要と認めた場合には、納税者情報・納付状況等を確認し、申請内容に虚偽や不正が無いかを確認することに同意します。
愛知県が実施する営業時間短縮要請等の遵守状況を確認する見回り活動が実施される場合には、これに応じます。 また、見回りの結果、命令等が行われた場合は、それに従い、必要に応じて協力金を返還し、加算金の支払いに応じます。
交付申請日時点で倒産・廃業していません。
代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員等が愛知県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当せず、将来にわたっても該当しません。また、暴力団等が経営に事実上参画していません。
申請書の内容に虚偽や不正が疑われる場合又は暴力団員等であるか否か確認するため、愛知県警察へ照会がなされることに同意します。
申請内容の証拠書類を保存するとともに、愛知県から申請の内容について検査・報告・証拠書類の提出の求めがあった場合にはこれに応じます。
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への補助金、支援金等の交付事務に関して、本協力金の申請内容を、国や市町村へ提供することに同意します。

自宅住所（法人の場合は本店所在地）

令和 年 月 日

屋号（法人の場合は法人名）

代表者役職・氏名

※原則、代表者が自署してください。

新規開店等の特例について

※下記①～③に該当する場合は「手書き／郵送申請」で申請してください。

① 2020年10月2日以降、2021年9月30日までに開店した店舗

開店日から2021年9月30日までの売上高から算出してください。

なお、中小企業者等だけでなく大企業も、売上高方式か、売上高減少方式のどちらかを選択可能です。

【使用する店舗別申請額計算書】

- ・ 計算書㉔「売上高方式」(16ページ)
- ・ 計算書㉕「売上高減少方式」(17ページ)

【提出書類について】

提出書類のうち、確定申告書の写し及び売上帳等の帳簿の写しについては以下のものを提出してください。

○確定申告書の写し

令和2年分(2020年分)が申告済であれば「令和2年分」、申告時期未到来であれば、「個人事業の開業届又は法人設立届」及び「営業実績のある直近3か月の月末締め経理帳簿(現金出納帳、売上帳簿等)」

○売上帳等の帳簿の写し

開店月から2021年9月まで(売上高減少方式の場合、これに加えて2021年10月)の全ての月の日ごとの売上帳等

※その他の提出書類はP4、5を参照

② 2021年10月1日以降に開店した店舗

2019年及び2020年の売上がないことから、中小企業者等、大企業ともに、売上高方式の下限額で計算してください。

【売上高方式の下限額】 1店舗1日あたり2.5万円

【提出書類について】

提出書類のうち、確定申告書の写しの代替として、以下のものを提出してください。

個人事業の開業届又は法人設立届の写し

営業実績のある開店月以降の全ての月末締め経理帳簿(現金出納帳、売上帳簿等)の写し

※その他の提出書類はP4、5を参照

③ 罹災特例

地震、風水害、火災等の災害の影響により、2019年10月及び2020年10月の売上高が通常期の売上高と乖離している場合は、2018年10月の売上高により算出することができます。(申請時に罹災証明書等の提出が必要です。)

店舗別申請額計算書①～④

計算書 ① 「売上高方式」

中小企業者等（中小企業、個人事業主、
その他法人）が使用する様式です。

P13
参照

計算書 ② 「売上高減少方式」

大企業及び中小企業者等が使用する
様式です。
(中小企業者等は、①、②いずれかの様式を使用)

P15
参照

新規開店特例

計算書 ③ 「売上高方式」

2020年10月2日～2021年9月30日
に開店した店舗を運営する大企業及び
中小企業者等が使用する様式です。

P16
参照

新規開店特例

計算書 ④ 「売上高減少方式」

2020年10月2日～2021年9月30日
に開店した店舗を運営する大企業及び
中小企業者等が使用する様式です。

P17
参照

【記入例】 店舗別申請額計算書 -



申請書に記載した、該当店舗の名称を記入してください。

支給対象店舗に当たるか、及びどの計算書を用いるかは
3ページのチャート図でご確認ください。

2019年又は2020年の10月の売上高から、支給額を計算しましょう。

手順1. 2019年又は2020年いずれかの10月の、飲食事業(テイクアウトを除く)に
関係する売上高は、税抜で記入してください。税抜の売上高が分からない場合は、
税込の売上高を1.08倍して税抜売上高を算出してください。

2019年10月又は2020年10月のいずれか高い
方の売上高が2,583,333円以下か超えるかにより、
下のいずれかに進んでください。

2019年又は2020年10月の売上高

ア: **6,000,000** 円(税抜)

「ア」の金額が2,583,333円(税抜)以下(1日あたり83,333円以下)の場合

協力金1日あたり支給単価 **イ: 25,000円** です。

「ア」の金額が2,583,333円超の場合は、計算式に基づき
協力金1日あたり支給単価を算出します。算出された金額の
1,000円未満は切上し、支給単価を記入してください。
※75,000円を超える場合は、75,000円(上限額)を記入
してください。

「ア」の金額が2,583,333円(税抜)超(1日あたり83,333円超)の場合

イ =

58,065 円

1,000円未満切上 7.5万円を超える場合は、
7.5万円(上限額)

単価

ウ: **59,000** 円

2019年10月又は2020年10月のいずれか
高い方の売上高(アの金額)が
・2,583,333円以下の場合、
「イ(25,000円)」×時短要請協力日数 の金額
・2,583,333円超の場合は、
「ウ」×時短要請協力日数
を算出し、★に記入してください。

手順2. 支給額を計算しましょう。

〔イ又はウの金額〕×

※最大17日

協力日数 **17** 日

=



1,003,000 円

〈※複数店舗ある場合はコピーして使用してください。〉

店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額(上記★)を交付申請書の各店舗の申請金額欄に転記してください。

店舗別申請額計算書



支給対象店舗に当たるか、及びどの計算書を用いるかは
3ページのチャート図でご確認ください。

2019年又は2020年の10月の売上高から、支給額を計算しましょう。

手順1:

2019年又は2020年いずれかの10月の、飲食事業(テイクアウトを除く)における売上高(税抜)はいくらですか?

※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜で記入してください。税抜の売上高が分からない場合は、税込売上高を「1.1」で割り小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

2019年又は2020年10月の売上高

ア:

円(税抜)

「ア」の金額が2,583,333円(税抜)以下(1日あたり83,333円以下)の場合

協力金1日あたり支給単価 イ: 25,000円 です。

「ア」の金額が2,583,333円(税抜)超(1日あたり83,333円超)の場合

「ア」の金額 ÷ 31日 × 0.3 =

円

1,000円未満切上

7.5万円を超える場合は、
7.5万円(上限額)

協力金1日あたり支給単価

ウ:

最大7.5万円
,000 円

手順2:

支給額を計算しましょう。

〔イ又はウの金額〕×

※最大17日
協力日数 _____ 日

=



,000 円

〈※複数店舗ある場合はコピーして使用してください。〉

店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額(上記★)を交付申請書の各店舗の申請金額欄に転記してください。

【記入例】 店舗別申請額計算書 -



申請書に記載した、該店舗の名称を記入してください。

支給対象店舗に当たるか、及びどの計算書を用いるかは
3ページのチャート図でご確認ください。

売上高の減少額を算出し、支給額を計算しましょう。

手順1:

2019年又は2020年いずれかの10月と、2021年
(テイクアウトを除く)における売上高(税抜)をそれぞれ記入します。※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜で記入してください。税抜の売上高が分からない場合は、
税込売上高を「1.1」で割り小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。参照年10月の各売上高(税抜)を
記入してください。

2019年又は2020年10月の売上高

ア: 19,000,000 円(税抜)

2021年10月の売上高

イ: 6,000,000 円(税抜)

手順2:

協力金1日あたり支給単価を計算します。

〔ア〕÷31日×0.3

計算式に基づき協力金1日あたり支給単価を算出します。
算出された金額の1,000円未満は切上し、支給単価を
記入してください。※200,000円を超える場合は、200,000円(上限額)
を記入してください。

167,742 円

1,000円未満切上

20万円を超える場合は、
20万円(上限額)

協力金1日あたり支給単価

ウ: 168,000 円 最大20万円

手順3:

協力金1日あたり支給単価の上限額を計算します。

「ア」÷31日×0.3 =

計算式にもとづき、協力金支給額を
算出し、★に記入してください。

協力金1日あたり支給単価上限額

エ: 184,000 円

※1,000円未満切上した金額を記入

手順4:

支給額を計算しましょう。

〔「ウ」及び「エ」のうち
いずれか低い方の金額〕

※最大17日

協力日数 17 日



2,856,000 円

〈※複数店舗ある場合はコピーして使用してください。〉

店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額(上記★)を交付申請書の各店舗の申請金額欄に転記してください。

店舗別申請額計算書



支給対象店舗に当たるか、及びどの計算書を用いるかは
3ページのチャート図でご確認ください。

売上高の減少額を算出し、支給額を計算しましょう。

手順1: 2019年又は2020年いずれかの10月と、2021年10月の飲食事業
(テイクアウトを除く)における売上高(税抜)をそれぞれ記入します。

※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜で記入してください。税抜の売上高が分からない場合は、
税込売上高を「1.1」で割り小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

2019年又は2020年10月の売上高
ア: _____ 円(税抜)

2021年10月の売上高
イ: _____ 円(税抜)

手順2: 協力金1日あたり支給単価を計算します。

$$\left[\text{「ア」} - \text{「イ」} \right] \div 31\text{日} \times 0.4 =$$

_____ 円

1,000円未満切上

20万円を超える場合は、
20万円(上限額)

協力金1日あたり支給単価

ウ: _____ 円

手順3: 協力金1日あたり支給単価の上限額を計算します。

$$\text{「ア」} \div 31\text{日} \times 0.3 =$$

協力金1日あたり支給単価上限額
エ: _____ 円

※1,000円未満切上した金額を記入

手順4: 支給額を計算しましょう。

$$\left[\text{「ウ」及び「エ」のうち
いずれか低い方の金額} \right] \times \begin{array}{c} \text{※最大17日} \\ \text{協力日数} \\ \text{_____ 日} \end{array} =$$

★ _____ 円

(※複数店舗ある場合はコピーして使用してください。)

店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額(上記★)を交付申請書の各店舗の申請金額欄に転記してください。

新規開店特例

店舗別申請額計算書



2020年10月2日~2021年9月30日に新規開店した店舗等用

以下を記入して、支給額を計算しましょう。

申請店舗の 開店日	年	月	日
--------------	---	---	---

※参照期間の日数は開店日~2021年9月30日の、
定休日を含む日数です。

手順1:

参照期間の1日あたりの飲食事業(テイクアウトを除く)における売上高(税抜)を計算します。

※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜で記入してください。税抜の売上高が分からない場合は、
税込売上高を「1.1」で割り小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

参照期間の売上高	÷	参照期間の日数	=	参照期間の1日あたり売上高
円(税抜)		日		ア: 円(税抜)

※1円未満の端数切上

「ア」の金額が83,333円以下の場合

協力金1日あたり支給単価 イ: 25,000円 です。

「ア」の金額が83,333円超の場合

「ア」の金額

× 0.3 =

円

1,000円未満切上

7.5万円を超える場合は、
7.5万円(上限額)

協力金1日あたり支給単価

ウ:

最大7.5万円

,000 円

手順2:

支給額を計算しましょう。

〔イ又はウの金額〕	×	※最大17日	=	★	,000 円
		協力日数			

〈※複数店舗ある場合はコピーして使用してください。〉

店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額(上記★)を交付申請書の各店舗の申請金額欄に転記してください。

新規開店特例

店舗別申請額計算書



2020年10月2日～2021年9月30日に新規開店した店舗等用

以下を記入して、支給額を計算しましょう。

申請店舗の
開店日

年 月 日

※参照期間の日数は開店日～2021年9月30日の、
定休日を含む日数です。**手順1:** 参照期間と2021年10月の1日あたりの飲食事業（テイクアウトを除く）における売上高（税抜）を計算します。

※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜で記入してください。税抜の売上高が分からない場合は、税込売上高を「1.1」で割り小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

参照期間の売上高 円(税抜)	÷	参照期間の日数 日	=	ア: 円(税抜)
				※1円未満の端数切上
2021年10月の売上高 円(税抜)	÷	31日	=	イ: 円(税抜)
				※1円未満の端数切上

手順2: 協力金1日あたりの支給単価を計算します。
$$\left[\text{「ア」} - \text{「イ」} \right] \times 0.4 = \text{円}$$

↓
1,000円未満切上

20万円を超える場合は、
20万円(上限額)

協力金1日あたり支給単価

ウ: 最大20万円
_____,000 円

手順3: 協力金1日あたりの支給単価の上限額を計算します。
$$\text{「ア」} \times 0.3 = \text{円}$$

エ: _____,000 円

※1,000円未満切上した金額を記入

手順4: 支給額を計算しましょう。
$$\left[\text{「ウ」及び「エ」のうち
いずれか低い方の金額} \right] \times \text{協力日数} = \text{円}$$

※最大17日

★ _____,000 円

〈※複数店舗ある場合はコピーして使用してください。〉

店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額（上記★）を交付申請書の各店舗の申請金額欄に転記してください。



あいスタ認証

New Aichi Standard

あいスタ認証 申請受付中

愛知県内での飲食店で安全・安心に過ごしていただくための
第三者認証による感染防止対策の認証制度です。

スマホで
簡単
申請

郵送
OK

対策
資機材
配付

11月末までに申請をした飲食店には、
選べる対策資機材を配付します。

無料



対策資機材の配付
申請も受付中!!

選べる対策資機材プラン

あいスタ認証申請時に、いずれか1つのプランをお選びいただけます。

Aプラン

CO₂センサー

Bプラン

パーティション
(アクリル板)

Cプラン

非接触検温器

Dプラン

感染防止対策
消耗品セット

Eプラン

足踏み式
消毒スタンド

全てのプランにマスクケースが付いています!

P20をチェック ▶

あいスタ認証申請の流れ

STEP



申請

WEBサイトから申請
対策資機材も同時に申請
郵送申請もできます

STEP



現地調査

感染防止対策
50項目調査

STEP



認証

ステッカー・
ポスター交付

詳しくは、あいスタ認証ホームページへ

あいスタ認証



協力金ホームページ ▶



飲食店感染防止対策50項目

※下記は、対策内容の大項目のみ記載しています。※飲食店感染防止対策50項目(全項目)は公式ホームページからご参照できます。

■ 基本項目 (42項目)

1	利用者への周知事項 (全8項目)
2	店舗環境・接客サービス (全5項目)
3	店舗・設備の衛生管理 (全6項目)
4	感染防止対策責任者の遵守事項 (全13項目)
5	条件付き項目 (全10項目)

全ての基本項目に
取り組むことが
認証の条件となります

■ 感染防止対策動画講座



「あいスタ認証制度」
感染防止対策基準を
学ぼう動画の視聴は
こちらのQRコードから



認証のための必須項目の他、感染防止対策の強化をアピールできる項目として、「プラス項目」を設定しております。(8項目)
プラス項目の満たした内容に応じて、該当項目の感染防止が徹底できている店舗として「プラス星」を与えます。

■ プラス項目 (8項目)

項目	内容
非接触 3項目以上満たせば、 星1つ付与されます。	● 接触感染リスクを低減するための、自動扉や自動水栓の導入など更なる対策を実施する。 ● 利用者が外したマスクを、直接テーブルに置かないようにマスクケース等を提供する。 ● 会計処理にあたる場合は、電子マネー等の非接触型決済を導入する。 ● 消毒対策を行う際は、消毒薬の使用方法、有効成分、濃度及び使用期限を確認し、目的にあった消毒方法を選択する。 ● テイクアウト・デリバリーの飲食を推奨する。
換気 1項目満たせば、 星1つ付与されます。	● 換気を徹底するにあたり、CO₂センサーの使用等により、CO₂濃度1000ppm以下となるよう換気状況を把握し、記録表等で管理する。CO₂濃度が1000ppmを超える場合は、換気状況を改善する。
従業員 2項目全て満たせば、 星1つ付与されます。	● 感染防止対策責任者は、感染リスクの早期把握のため、従業員に対し、国が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)の利用を周知する。 ● 感染防止対策責任者は、あいスタ認証事務局が発行する従業員健康管理マニュアルの運用を行い、従業員の健康管理を徹底する。

■ 認証ステッカー



認証ステッカー



1つ星ステッカー



2つ星ステッカー



3つ星ステッカー

満たしたプラス項目の数に応じて、
星の数が変わります。

▶ あいスタ認証 申請について

対 象

愛知県内の飲食店

※デリバリーやテイクアウト専門店等、その場で飲食することを主たる目的とした設備を有さない飲食店は対象外

WEB申請 サポート窓口のご案内

- ① あいスタ認証コールセンター** 申請に関する相談を受け付けます。 TEL:052-977-3655
受付時間:10:00~17:00まで(土日祝日含む)
- ② 愛知県商工会** 商工会地域の方は商工会にてWEB申請代行を受け付けます。 ※詳細は公式ホームページ

申請に 必要なもの

- | | |
|--------|---|
| 申請者情報 | 申請者氏名、申請者のメールアドレス、電話番号 |
| 店舗情報 | 安全・安心宣言施設受理番号(取得済みの場合のみ)、Go To Eat加盟店コード(加盟済みの場合のみ)、
営業許可番号、営業許可有効期限、他 |
| 画像・データ | 安全・安心宣言施設 PRポスター(取得済みの場合のみ/受理番号記載、認識できるもの)、営業許可証
※照合のために必要となります。 |

■ 留意事項

- 原則、事業者が店舗ごとに申請を行ってください。(但し、店舗を管理する店長やマネージャーも可とします。)
※感染防止対策責任者は店舗の管理を常に行うことが出来る方を選任してください。
- 申請時の添付書類(食品営業許可証や安全・安心宣言施設PRポスター)が不鮮明な場合、申請受付に時間を要する可能性があります。
HP掲載の、**画像データ添付の注意事項**をご確認ください。
- ご登録いただく申請者のメールアドレスは、「info@newaista-ninsho.jp」(認証申請システム送信専用のメールアドレス)からのメールを受信できるように設定してください。
- あいスタ認証・資機材配付に係る費用は発生しません。
- あいスタ認証事務局から送付されるマイページURLをなくさないようお願い致します。

お問い合わせ先/あいスタ認証コールセンター TEL:052-977-3655

受付時間:10:00~17:00まで(土日祝日含む)

▶ 選べる対策資機材プラン

11月30日(火)までに申請をした飲食店には、
選べる対策資機材を配付します。

無料

対策資機材申込期間 令和3年8月31日(火)～11月30日(火)までの申請 (あいスタ認証制度の申請は、対策資機材申請期間終了後も受け付けております。)

●・・・飲食店感染防止対策50項目関連項目 ※資機材配付のみで対策できているとみなしません。現地調査をもとに認証審査を行います。



Aプラン CO₂センサー 48

- 配付資機材** CO₂センサー(1台)
- 商品説明** 検証実験により高品質を評価された商品
- 使用方法** 換気を徹底するにあたり、CO₂センサーの使用等により、CO₂濃度1,000ppm以下となるよう換気状況を把握し、記録表等で管理する
- 製品仕様** 計測範囲:0～5,000ppm、表示機能:CO₂濃度、温度、湿度
※CO₂センサーは製造から行うため、他の対策資機材よりも発送までにお時間をいただきます。

自由自在に
組み合わせ可能!
どんなテーブル・
カウンターにも
設置できます



Bプラン パーティション(アクリル板) 9

- 配付資機材** パーティション(5枚)
- 商品説明** 極力座席数を減らさず、設置ができる、自立式のパーティション
- 使用方法** 飲食時の飛沫防止のために人と人との間を物理的に区切るようにパーティションを設置
- 製品仕様** サイズ:縦600/横300/厚さ3/自立式(足付き)
- パーティション設置例(テーブル席)** 平均的な飲食店のテーブルサイズ
- 2人席 500mm x 600mm
 - 4人席 1200mm x 750mm
 - 6人席(4名にて利用) 1500mm x 900mm
- 正面と隣席にパーティションが設置され、座席数を減らすことなく4名席に4名着席できます。



3色に
光ります

Cプラン 非接触検温器 21

- 配付資機材** 非接触検温器(1台)(管理医療機器)
- 商品説明** 触れずに体温が測れる測定精度の高い非接触検温器です。また、測定結果を3色で瞬時にお知らせします
- 使用方法** 額から3～5cmほど離して測定
- 製品仕様** 測定範囲:生体測定モード(体温)32.0～42.9℃ ※電池別売り

Dプラン 感染防止対策消耗品セット

2 11 14 15 18 19 24 26 31 33 41 46

- 配付資機材** エタノール消毒液(1L×2本)、ハンドソープ(500ml×2本)、多用途洗剤除菌剤(5L)、ペーパータオル(200枚×2箱)、ビニール手袋(100枚×1箱)
- 使用方法** 手指消毒用:エタノール消毒液・ハンドソープ/モノ消毒用:多用途洗剤除菌剤
- 成分** エタノール消毒液・・・エタノール76.9～81.4vol%/ハンドソープ・・・イソプロピルメチルフェノール/多用途洗剤除菌剤・・・界面活性剤、除菌剤、安定化剤
- 製品仕様** ペーパータオル:2枚重ね、厚手タイプ、天然パルプ100%使用/ビニール手袋:Mサイズ(全長25cm、手のひら幅9.7cm)粉なし/材質:ポリ塩化ビニル



Eプラン 足踏み式消毒スタンド 43

- 配付資機材** 足踏み式消毒スタンド(1台)(消毒液付き、お様が使いやすい高さまで調節可能)
- 商品説明** ノータッチの足踏み式だから安全・安心!ムラなく適量の消毒液を噴射します
- 使用方法** 消毒液の入ったボトルを設置し、足踏み式で手指消毒を行います
- 製品仕様** 幅×奥行×高さ:330mm×430mm×1,169mm、重さ:約3.2kg(マット含む)

※各プラン、申込状況により配付資機材の内容が変更となる場合がございます。予めご了承ください。※申請後、配付資機材の変更は、受け付けません。



あいスタ認証オリジナル 44
マスクケース(500枚)が付いています!

すべての
プラン



▶ あいスタ認証 未申請の方



— WEB申請方法

メールアドレスの登録のみ完了している方を含みます



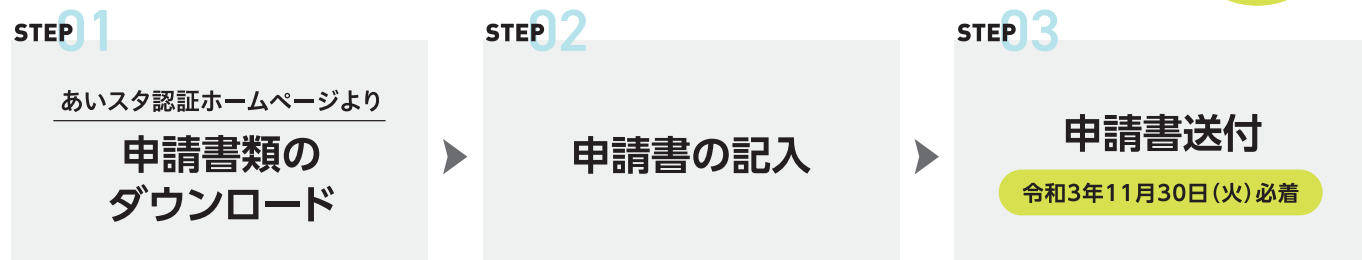
登録したメールアドレスにマイページURLが届きますので、そちらから申請をしてください。

— 郵送申請方法



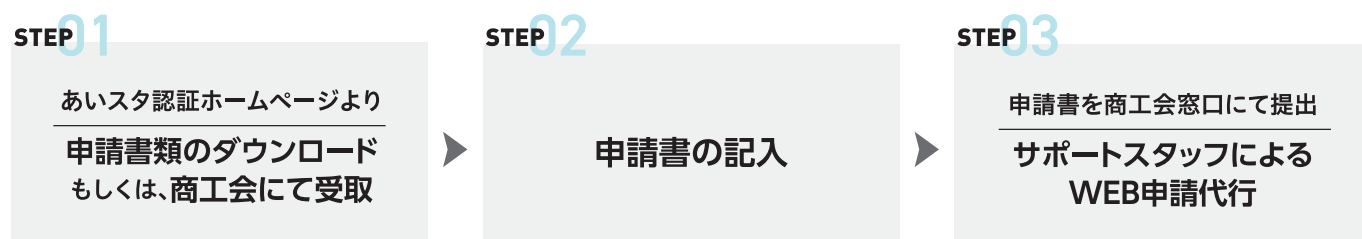
令和3年11月30日(火) 必着

**郵送
OK**



— 商工会サポート窓口申請方法

商工会の地域の方は、商工会にてWEB申請代行を受け付けます



▶ あいスタ認証 申請済みの方

あいスタ認証 取得済みの方を含みます

— 選べる対策資機材プラン申請方法



- 商工会地域の方は、商工会にてWEB申請代行を受け付けます。
- 郵送にてあいスタ認証申請された方は、申請書類をご郵送します。

memo

memo

「愛知県感染防止対策協力金(10/1～10/17実施分)」について(Q&A)

Q1 誰がこの協力金を受け取れますか？

A1 愛知県内にて営業時間短縮の要請を受けた店舗を運営する事業者が、業種別ガイドラインを遵守し、「あいスタ」の認証又は県の「安全・安心宣言施設」の登録を受け、ステッカー（及び「安全・安心宣言施設」の場合はポスター）の掲示を行った上で、営業時間短縮等を実施した場合に交付されます。

Q2 従前の営業時間が午後8時を越えていないと、協力金の交付対象になりませんか？

A2 あいスタ認証を受けており、従前より午前5時から午後9時の時間帯を越えて営業している店舗が午後9時までに営業時間を短縮（休業を含む）した場合、又は、あいスタ認証を受けておらず、従前より午前5時から午後8時の時間帯を越えて営業している店舗が午後8時までに営業時間を短縮（休業を含む）した場合に協力金の交付対象となります。なお、対象期間中に「あいスタ認証」を受けた場合、要請の内容が切り替わりますのでご注意ください。

Q3 要請期間の全ての期間において、営業時間短縮等を行わないと協力金の交付対象になりませんか？

A3 10月1日～10月17日の期間において、営業時間の短縮（休業を含む）等を行った日数分を交付します。また、営業時間短縮等に協力した場合には、定休日も交付対象となります。

Q4 要請対象店舗を複数持つ場合は、すべての店舗で要請に応じないと協力金は受けられませんか？

A4 要請対象店舗については、全面的に営業時間短縮の要請にご協力をお願いします。なお、協力金については、協力いただいた店舗ごとに要請に応じた日数分を交付します。

Q5 この協力金と、国の「月次支援金」の両方を受け取ることはできますか？

A5 できません。本協力金の支給対象となる事業者は、同じ対象月の「月次支援金」の給付対象外とされています。

協力金の“振り込め詐欺”“個人・企業情報の詐取”にご注意ください。

- 愛知県がATM（銀行などの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 愛知県がこの協力金を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

協力金の“不正受給は犯罪”です。

- 愛知県では、飲食店等の見回りを実施しており、営業実態のない店舗や、要請に応じず営業している店舗を把握しています。
- 協力金の申請内容に虚偽や不正が発覚した場合は、申請者に対し、協力金の返還を求めます。
- 協力金の不正受給は犯罪です。逮捕者も出ております。くれぐれも適正な申請をお願いします。

必要書類送付先

※下記の宛先面を切り取って使用してください。 ※はがれないよう、しっかり糊付けしてください。
※切手を貼付の上、封筒に申請者の住所及び氏名を必ず記載してください。
※3/22～4/19実施分以前の協力金とは送付先が異なりますのでご注意ください。



〒460-8780 名古屋市中区栄 愛知県感染防止対策協力金事務局

愛知県感染防止対策協力金（10/1～10/17実施分）申請書類在中

差出人 住所

氏名